

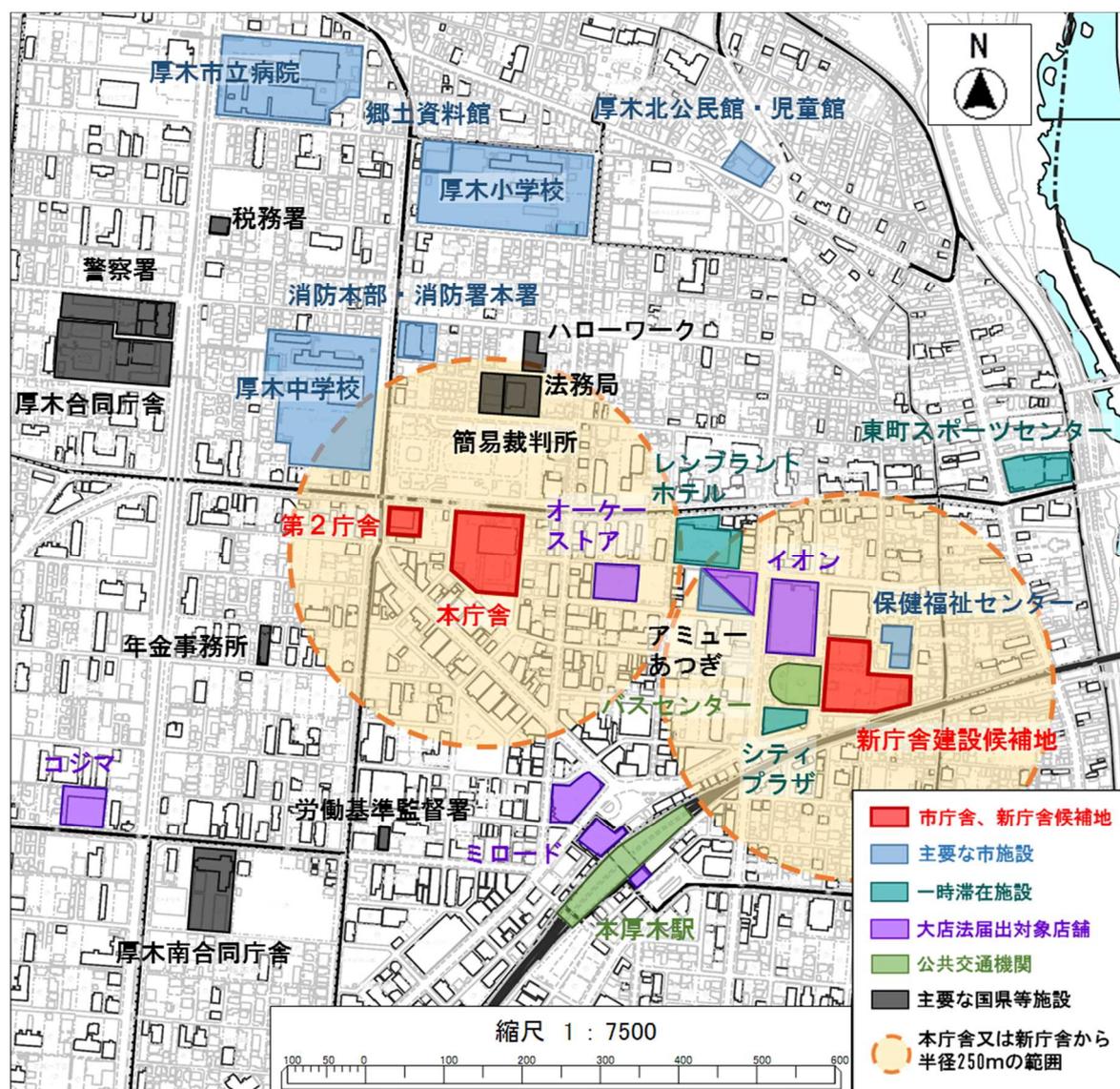
新庁舎整備の基本理念、基本方針、導入機能について(案)

1 基本理念策定の考え方

新庁舎は、現庁舎の老朽化、分散化、狭あい化の解消や災害対応力の強化を図るため、建設候補地を中町第2-2地区周辺とし、整備後は、長期間にわたり本市行政の中心拠点としての機能を果たす、次代の新しい厚木らしさを象徴する施設として整備することが望まれます。

こうしたことから、新庁舎整備の基本理念、基本方針及び導入機能は、地方自治法や本市の総合計画や都市マスタープランを始めとする個別計画に掲げる方針を踏まえ、次のとおり定めるものとします。

2 新庁舎建設候補地とその他主要施設の配置状況



3 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

(案1) 市民の皆様の安心・安全を支え、本市への誇りと愛着を育む庁舎

⇒防災対応、長期間使用することを強調

(案2) 様々な機能が集約し、誰もが利用しやすい庁舎

⇒庁舎以外の行政機関との連携性、公共交通からのアクセス性を強調

(案3) 市民の皆様とともに進めるまちづくりの拠点となる庁舎

⇒市民協働、長期間使用することを強調

(2) 基本方針

ア 安心・安全を支える拠点としての庁舎

庁舎は、市民の皆様の生命と財産を守る災害時の中枢拠点として、万全の役割を果たさなければならないことから、最高水準の耐震性や業務継続能力を備えた庁舎を目指します。

イ 市民サービスの向上、事務作業の効率化を果たす庁舎

現在の庁舎が抱えている課題である老朽化、分散化、狭あい化を解消するとともに、コンパクトシティ・プラス・ネットワーク型のまちづくりを考慮し、公共交通機関や庁舎以外の行政機関や商業施設との連携性をできる限り高め、ワンストップ行政サービスを始めとする市民の皆様の利便性の向上と効率的な行政運営を同時に実現できる庁舎を目指します。

ウ 市民の皆様に親しまれる庁舎

庁舎は、本市を象徴する施設として長期にわたり市民の皆様に利用されることから、行政手続の場だけではなく、憩いの場や市民相互の交流機能を有した庁舎を目指します。

エ 人と環境に優しい庁舎

庁舎は、乳幼児から高齢者まで、また、障がい者や外国人など、様々な方が訪れる場所であることから、あらゆる来庁者にとって、分かりやすく、利用しやすい庁舎を目指します。また、自然エネルギーの活用や最先端の環境設備を導入し、エネルギーコストの削減と環境負荷の低減を目指します。

オ 将来の変化に柔軟に対応できる庁舎

新庁舎の建設に当たっては、極端に華美なデザインや過剰な設備・機能などを避け、必要以上の費用負担を抑えるとともに、将来の社会情勢や行政需要の変化に柔軟に対応できるよう、フレキシブルで機能的な庁舎を目指します。

4 導入機能

新庁舎整備の基本理念や基本方針に基づき、個別に果たす役割を担う「基幹機能」と庁舎全体に求められる「共通機能」に分けて考慮するものとします。

(1) 基幹機能

ア 窓口機能

総合案内、行政手続窓口、相談窓口 など

イ 事務機能

執務室、会議室、書庫・倉庫 など

ウ 議会機能

議場、傍聴席、委員会室、議員控室 など

エ 防災対応機能

災害対策本部、避難者対応スペース、災害救援ボランティアセンター など

オ 交流機能

市民交流スペース、待合スペース、情報共有スペース、食堂、屋内・屋外広場 など

カ その他連携機能

- ・市消防本部との連携
- ・国県等の行政機関との連携 など

(2) 共通機能

ア ユニバーサルデザイン

乳幼児、高齢者、障がい者、外国人等への対応 など

イ 環境配慮

自然エネルギーの活用、スマートコミュニティ、3Rの推進 など

ウ 施設管理、セキュリティ対策

庁舎管理、駐車場管理、情報セキュリティ管理 など

5 基本理念、基本方針、導入機能の構成イメージ

◆ 基本理念

(例) 市民の皆様の安心・安全を支え、本市への誇りと愛着を育む庁舎

◆ 基本方針

- ① 安心・安全を支える拠点としての庁舎
- ② 市民サービスの向上、事務作業の効率化を果たす庁舎
- ③ 市民の皆様に親しまれる庁舎
- ④ 人と環境に優しい庁舎
- ⑤ 将来の変化に柔軟に対応できる庁舎

◆ 導入機能

基幹機能

- ① 窓口機能
- ② 事務機能
- ③ 議会機能
- ④ 災害対策機能
- ⑤ 交流機能
- ⑥ その他連携機能
 - 市消防本部との連携
 - 他の行政機関との連携

共通機能

- ① ユニバーサルデザイン
- ② 環境配慮
- ③ 施設管理、セキュリティ対策



6 参考（法令、計画等の位置付け）

(1) 地方自治法

昭和 22 年法律第 67 号
（地方公共団体の事務所の設定又は変更）
第 4 条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。
2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。
3 第 1 項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意がなければならない。

(2) 厚木市役所位置設定条例

昭和 46 年 1 月施行
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 4 条第 1 項の規定に基き厚木市役所を次の位置に定める。 厚木市中町三丁目 17 番 17 号

(3) 第 9 次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」

計画期間：平成 21～32 年度
ア 将来都市像 元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市
イ 庁舎整備に関するまちづくりの目標（信頼政策） 市民の信頼に応える、ひらかれた行政経営の元気なまち
ウ 庁舎整備に関する主な取組 現市庁舎等の老朽化に対応するため、将来の行政需要を見据えた調査、研究を行います。

(4) その他個別計画等

ア 都市マスタープラン

計画期間：平成 21～32 年度
(ア) 厚木地域の将来像 魅力ある安全・快適な拠点性の高い交流のまち 厚木
(イ) 厚木地域の基本目標とまちづくりのテーマ <ul style="list-style-type: none">・厚木市の都市中心拠点としての魅力ある機能の充実したまちづくり・安全で快適なまちづくり・ふれあいの場と水と緑のあるまちづくり

イ 公共施設最適化基本計画

平成 27 年 3 月策定

(ア) 目標

公共建築物の最適化に関する取組は、今後 40 年間（2055 年まで）の公共建築物の維持管理等費用に対して不足する財源 422 億円を解消することを目標とする。

(イ) 庁舎等の管理に関する基本的な方針

市庁舎の建て替えの際には、民間施設を借用している第二庁舎の在り方についても検討し、民間活力の活用、円滑な行政サービスの提供等の視点に立った庁舎の建て替えを行います。

また、市庁舎の建て替えについては、10 年以内（平成 36 年度まで）に建て替えの検討を行います。

(ロ) 国県との連携に関する基本的な方針

公共建築物の更新の検討を行う際には、国・県等との施設の複合化についても積極的に検討を行います。

(ハ) 跡地利用に関する基本的な方針

複合化等の統廃合による余剰施設や利用者ニーズの低下により廃止した施設については、原則として売却することにより、公共建築物の維持管理等費用として活用します。

ウ 中町第 2 - 2 地区周辺整備方針

平成 26 年 12 月策定

(ア) コンセプト

第 3 の場所づくり —the 3rd place—

サードプレイスとは、家「第 1 の場所」と職場・学校「第 2 の場所」との間にある「第 3 の場所」。多くの市民が気軽に立ち寄れ、充実した時間を過ごすことができる居場所を創出します。

(イ) 6 つの整備方針

- a 未来の図書機能・科学機能を核とした複合施設の新設
- b 魅力ある民間機能の誘導
- c 誰もが使いやすいバスセンター
- d アクセシ性を高める自動車・自転車等駐車場
- e まちの利便性が高まる大型バススペース
- f 訪れる人にやさしい歩行者空間